

第 40 回

佐倉市都市計画審議会

1. 日 時 令和7年1月27日（月）午後2時

2. 場 所 佐倉市役所 議会棟 全員協議会室

第40回 佐倉市都市計画審議会 次第

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 委員紹介

4. 会長・副会長選出

5. 協議事項 会議の運営について

6. 議事録署名人指名

7. 議 事

(報告事項)

1. 佐倉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

原案の作成について(資料1、2)

2. 佐倉市用途地域等指定基準の策定について(資料3、4)

3. 佐倉市開発行為等の規制に関する条例の改正について

(資料5～9)

8. その他

9. 閉 会

佐倉市都市計画審議会委員〔～R8.3.7〕

条例第 2条1 項該当	定 数	所属機関 (役職)	ふりがな 氏 名
学識経験者	5人	元)千葉県職員(都市計画課長) 現)株式会社フジタ(顧問)	わかさ まきのぶ 若狭 正伸
		佐倉商工会議所 (会頭)	いわぶち あきひろ 岩渕 明弘
		東京情報大学(名誉教授)	はら けいたろう 原 慶太郎
		社団法人千葉県建築設計事務所協会 (印旛支部佐倉地区代表)	すずき たかし 鈴木 尚
		千葉大学大学院 (准教授)	まつうら けんじろう 松浦 健治郎
市議会議員	5人	佐倉市議会議員	もちづき あつこ 望月 庄子
		佐倉市議会議員	まつしま こずえ 松島 梢
		佐倉市議会議員	いしい ひであき 石井 秀明
		佐倉市議会議員	さいとう ひろゆき 齋藤 寛之
		佐倉市議会議員	はせがわ やすひろ 長谷川 泰弘
関係行政機関 の職員	2人	佐倉警察署 (署長)	ふるかわ まつのり 布留川 松範
		印旛土木事務所 (所長)	あらき けんいち 荒木 健一
市民	2人	市民	かみむら けんいち 神村 賢一
		市民	きうち ひろゆき 木内 寛之

改正

平成14年 3 月29日 条例第19号

平成25年10月 1 日 横書き施行

佐倉市都市計画審議会条例

(設置)

第 1 条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の 2 第 1 項の規定に基づき、佐倉市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5 人以内
- (2) 市議会議員 5 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2 人以内
- (4) 市民 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関するものを除き、審議会の会議（以下「会議」という。）に加わり、議決することはできない。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。
- 3 副会長は、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長の指名によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、会議の開催日の3日前までに会議の議案を委員及び当該議案に関係する臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が緊急を要すると認めた議案については、この限りでない。
- 3 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市計画主管課においてこれを処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(佐倉市都市計画審議会設置条例の廃止)

- 2 佐倉市都市計画審議会設置条例（昭和44年佐倉市条例第34号）は、廃止する。

附 則（平成14年3月29日条例第19号）

この条例は、平成14年6月1日から施行する。

協議事項

会議の運営について（取り決め事項案）

1. 関係行政機関の職員の代理出席について（報告事項）
2. 会議の全部又は一部非公開の決定方法について
3. 議事録の作成方法について
4. 会議傍聴要領について

前期都市計画審議会の運営方法について

1. 関係行政機関の職員の代理出席について

都市計画審議会委員は、個人の識見をもとに委嘱されるため、原則として代理出席は認めていないが、関係行政機関の職員については、当該機関の意思を代表するものとして委嘱されているため、当該機関の意思を受けて出席するものであれば、代理での出席も可能との判断をしている。

このため、佐倉警察署長、印旛土木事務所長の代理出席を認める。

2. 会議の全部又は一部非公開の決定方法について

非公開となる審議事項があると認められる場合には、事務局が会長の承認を得て決定する。

3. 議事録の作成方法について

議事録は全文筆記とし、議長及び議長が指名した議事録署名人2名の署名により確定する。

4. 会議傍聴要領について

別紙のとおり会議傍聴要領を定め、傍聴人に配布する。

傍 聴 要 領

佐倉市都市計画審議会

1 傍聴手続

- (1) 傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (2) 傍聴の受付は、会議開始15分前から会議開始までとします。

2 会議を傍聴するに当たって、守っていただく事項

- (1) 静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。
- (2) 発言、質問等はしないでください。
- (3) スマートフォン、携帯電話その他これらに類する機器は使用しないでください。
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 張り紙、プラカード等を携帯しないでください。
- (6) はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないでください。

3 会場の秩序維持

- (1) 会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記2のことをお守りいただけない場合は、会長が注意し、なおこれに従わない時は、退場していただく場合があります。

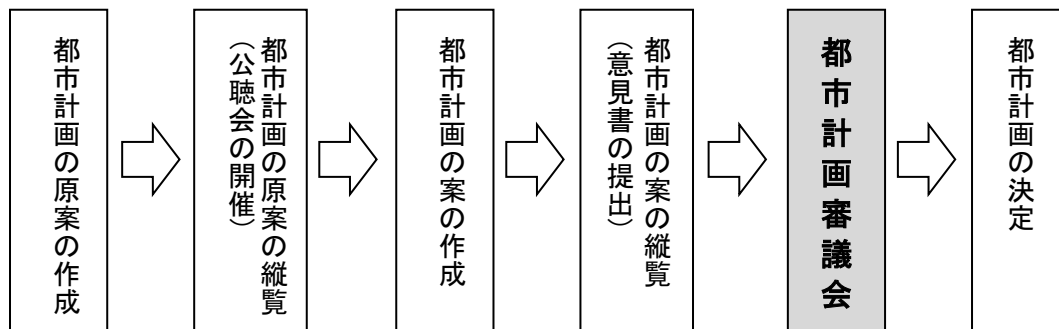
都市計画審議会の概要について

■都市計画審議会とは

都市計画は都市の将来の姿を決めるものであり、また土地に関する権利など、市民の権利に制限を加えるものでもあるため、その決定にあたっては、慎重な検討が必要です。

都市計画法第 19 条の規定により、市が都市計画を決定するには、都市計画審議会の議を経ることとされています。行政が単独で都市計画を決定するのではなく、専門的な見識を有する第三者機関に調査審議をいただくことで、より適正な都市計画の決定がなされるために設けられた市の付属機関が、都市計画審議会です。

図：都市計画決定に至るまで



■都市計画審議会の役割

都市計画審議会の役割は、都市計画法第 77 条の 2 の規定により、

- 市が決定する都市計画について調査審議をすること
- 市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること
- 都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること

とされています。

■佐倉市都市計画審議会の委員構成

佐倉市都市計画審議会条例により、佐倉市都市計画審議会は

- ・ 学識経験者 5 人以内 (5 人)
- ・ 市議会議員 5 人以内 (5 人)
- ・ 関係行政機関の職員 2 人以内 (2 人)
- ・ 市民 2 人以内 (2 人)

で組織することとされています。

※ () 内は現在委嘱人数

■都市計画決定の種類

佐倉市決定

用途地域
高度地区
防火地域及び準防火地域
地区計画
市の設置する道路、公園
50ha 未満の区画整理事業など

千葉県決定

整備、開発及び保全の方針
区域区分
国県を設置する道路、公園
(10ha 以上に限る)
50ha を超える区画整理事業など

■これまでの開催状況

第 33 回 平成 31 年 3 月 19 日開催

- ・佐倉都市計画 地区計画（高崎地区）の決定について
- ・佐倉都市計画 地区計画（ちばリサーチパーク佐倉地区）の変更について

第 34 回 令和 3 年 1 月 19 日開催

- ・佐倉都市計画下水道の変更について
- ・佐倉市都市マスタープランの見直しについて（経過報告）

第 35 回 令和 3 年 4 月 26 日開催

- ・佐倉市都市マスタープラン（案）について
- ・特定生産緑地の指定について
- ・都市計画道路の見直しについて（報告）

第 36 回 令和 4 年 8 月 2 日開催

- ・特定生産緑地の指定について
- ・市街化調整区域の土地利用方針及び地区計画ガイドラインの改訂について（報告）

第 37 回 令和 4 年 11 月 1 日開催

- ・佐倉都市計画公園の変更について

第 38 回 令和 5 年 8 月 2 日開催

- ・佐倉都市計画生産緑地地区の変更について
- ・佐倉市立地適正化計画の見直しについて（報告）
- ・都市計画道路の見直しについて（報告）

第 39 回 令和 6 年 2 月 14 日開催

- ・佐倉市立地適正化計画の改定について

佐 計 第 7 7 1 号
令和6年12月11日

佐倉市都市計画審議会 様

佐倉市長 西 田 三十五



佐倉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針原案の作成について（報告）

このことについて、佐倉都市計画区域の整備、開発及び保全の方針原案及び作成経過について報告します。

佐 計 第 7 7 1 号
令和6年12月11日

佐倉市都市計画審議会 様

佐倉市長 西 田 三十五



佐倉市用途地域等指定基準の策定について（報告）

このことについて、佐倉市用途地域等指定基準の素案作成及び作成経過について報告します。

佐 計 第 7 7 1 号
令和6年12月11日

佐倉市都市計画審議会 様

佐倉市長 西 田 三十五



佐倉市開発行為等の規制に関する条例の改正について（報告）

このことについて、佐倉市開発行為等の規制に関する条例の素案作成及び作成経過について報告します。

